

〔20〕建設リサイクル法

特定建設資材※¹を用いた一定規模以上の対象建設工事※²は、特定建設資材廃棄物※³を工事現場で分別解体等して、再資源化等することが、工事発注者及び受注者に対して義務付けられています。

※1 特定建設資材

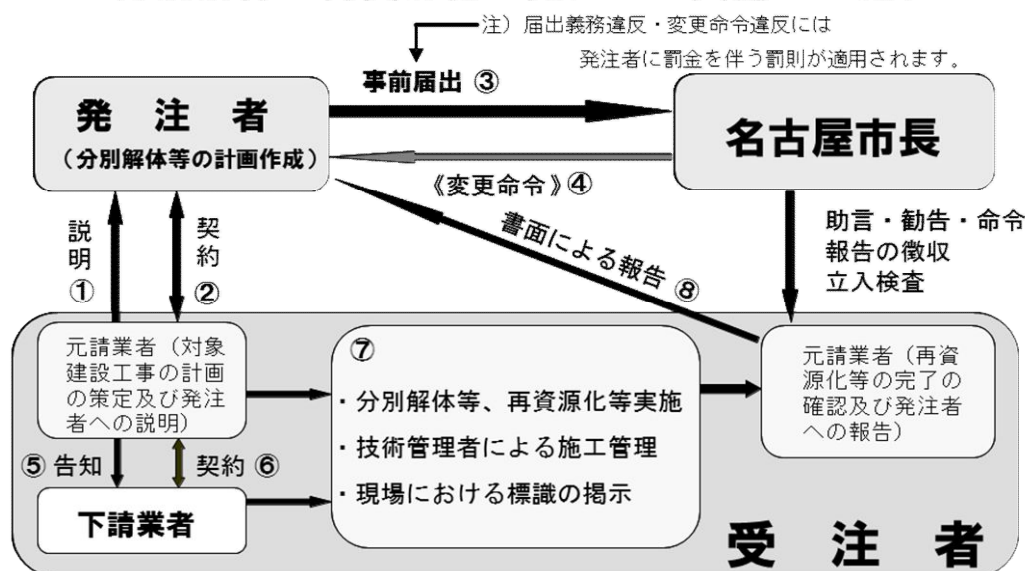
「コンクリート」、「コンクリート及び鉄から成る建設資材」、「木材」、「アスファルト・コンクリート」

※2 対象建設工事

- 1) 建築物の解体工事で床面積の合計が 80 ㎡以上のもの
- 2) 建築物を新築、増築する部分の床面積の合計が 500 ㎡以上のもの
- 3) 建築物を大規模な修繕又は模様替え等をする場合で、その工事の請負金額が 1 億円以上のもの
- 4) 建築物以外の工作物を新築又は解体する場合で、その工事の請負金額が 500 万円以上のもの

※3 特定建設資材廃棄物 特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物になったもの

● 分別解体・再資源化の発注から実施への流れ



◆届出について

対象建設工事の発注者は、工事着手の 7 日前までに、分別解体等の計画等について、名古屋市長（建築指導課）へ届出が必要となります。

<届出に必要な書類>

* 代理者が届け出る場合は、委任状が必要です。

1) 届出書 * 「5. 工程の概要」欄内に記載することができない場合は、工程表が必要です。

2) 分別解体等の計画書

3) 付近見取図

4) 対象建築物の写真（解体工事の場合）

又は

各階平面図又は立面図（解体工事以外の場合）

5) 解体工事業の登録又は建設業法の許可を受けた書類の写し

注）提出部数は 1 部です。控えが必要な方は事前に届出書をコピーするなどしてください

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 建設リサイクル法

検索

「名古屋市:建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)の概要」

(<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/toshikeikaku/1018015/1018021/1018624/1018626/1034593.html>)